

【投票入場券について】

投票入場券は、10月12日と13日の2日間で配達される予定です。期日前投票は、10月13日から行うことができますが、やむを得ず投票入場券がない場合でも投票することができます。

新型コロナウイルス感染症に感染した(おそれがある)方は、 「特例郵便等投票」ができます

選挙人で新型コロナウイルス感染症の患者または新型コロナウイルス感染症の病原体に感染したおそれのある方のうち、次の(1)および(2)に該当し、特例郵便等投票をしようとする方は、投票用紙および投票用封筒の請求等の手続きを行い、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めたうえで、投票ができます。請求については、告示日以前から10月13日まで(必着)の期間となり、それ以降の請求については交付されませんので、お早めにご手続きをお願いします。

- (1)外出自粛要請(宿泊施設または当該者の居宅もしくはこれに相当する場所から外出しないことの求め)を受けた方
 - (2)隔離・停留の措置により宿泊施設内に収容されている方
- ※対象となる方は、投票用紙および投票用封筒の請求をする時に外出自粛要請または隔離・停留の措置に係る期間が、10月13日(水)から17日(日)までの期間にかかるの見込まれる必要があります。
- ※濃厚接触者は、特例郵便等投票の対象ではないためご注意ください。

八雲町長選挙および八雲町議会議員選挙の「期日前投票立会人」を募集します

八雲町選挙管理委員会では、選挙や政治に対する関心を高めるとともに、選挙をより身近に感じていただくため、期日前投票立会人を募集します。八雲町長選挙および八雲町議会議員選挙の「期日前投票立会人」として投票事務に参加してみませんか。

【仕事の内容】 期日前投票所において、投票手続の全般について立ち会うこと

【応募資格】 選挙権のある方で、八雲町の選挙人名簿に登録されている方

【募集人数】 次の期日前投票所各2名 ※申込者が多数の場合は、抽選で決定します。

- (1)八雲町役場期日前投票所<(2)(3)以外の区域に住所を有する方>
 - (2)落部支所期日前投票所<落部支所区域に住所を有する方>
 - (3)熊石総合支所期日前投票所<熊石総合支所区域に住所を有する方>
 - (4)八雲町公民館期日前投票所<(2)(3)以外の区域に住所を有する方>
- ※(1)および(4)については、どちらの期日前投票立会人になるかは希望できません。

【立会時間】

- (1)八雲町役場期日前投票所 午前8時30分～午後8時
- (2)落部支所期日前投票所 午前8時30分～午後5時
- (3)熊石総合支所期日前投票所 午前8時30分～午後8時
- (4)八雲町公民館期日前投票所 午前8時30分～午後6時

【立会期間】 10月13日(選挙の告示日の翌日)～16日(投票日の前日)までの4日間です。

【報酬額など】 1日 9,600円(基準により交通費別途支給) ※報酬額から所得税が差し引かれます。

【申込方法】

役場総務課、落部支所、熊石総合支所または相沼泊川出張所に備え付けの申込書に必要事項を記入(自筆)し、選挙管理委員会事務局、落部支所、熊石総合支所または相沼泊川出張所のいずれかに申し込んでください。

【申込期限】 9月17日(金)午後5時15分まで(郵送の場合は必着)



第49回衆議院議員総選挙および第25回最高裁判所裁判官国民審査の 「期日前投票立会人」を募集します

10月21日に任期満了となる衆議院議員の選挙が予定されています。この選挙の期日前投票立会期間は11日間と想定しておりますが、投票日が確定していませんので、立会日時は未定であります。その他については、上記、八雲町長選挙および八雲町議会議員選挙の期日前投票立会人と同様の募集内容となりますので、9月17日(金)午後5時15分まで(郵送の場合は必着)に申し込みください。立会日時については投票日が確定しましたら、ご連絡いたします。

【選挙に関する問い合わせ先】 八雲町選挙管理委員会 ☎0137-62-2111